

食品衛生法第 51 条の政令に定める営業許可業種の

見直しに関する意見書

平成 31 年 2 月 7 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課 御中

〒101-0021

東京都千代田区外神田 3 丁目 10 番 10 号
全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
理事長 黒岩隆之

食品衛生法等の一部を改正する法律に伴い、政令で定める営業許可業種の見直し案について、当連合会は下記の通り意見を提出いたします。

1. 意見

氷雪販売業は現行の許可業種から届出業種への移行が相当と考えます。

2. 意見を相当とする理由

当連合会では消費者の食の安全・安心に対する信頼に応えるため、組合員営業施設の衛生管理や衛生的な商品の取り扱いについて衛生管理マニュアルを作成し全組合員に配付、また定期的に講習会を開催するなどの諸事業を行ない組合員の衛生水準の向上に努めてまいりました。

こうした連合会及び、組合員の自主的な衛生管理の取り組みにより、私どもが販売している氷を起因とした大規模な食中毒事故の事例は当連合会では過去1件も記録しておりません。

また商品の特性上、細菌の繁殖や薬品等による汚染のリスクは極めて低いものと考えます。異物混入等の物理的な危険因子については、当連合会がHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書を新たに作成し、全組合員に同手引書に沿った製品及び施設の衛生管理、従業員の教育などを指導してまいります。

なお、各都府県組合の組合加入率は平均 90%以上と極めて高く、組合員に同手引書の順守を指導することで、業界全体の一層の衛生水準の向上を図ってまいりますので届出業種に移行しても、これまで以上の衛生水準を維持することは可能であると考えます。